

●香川県告示第518号

香川県統計調査条例（昭和24年香川県条例第45号）の規定に基づき、香川県特定地場産品調査を次のとおり実施するので、同条例第2条の規定により告示する。

平成20年12月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 調査の目的

香川県特定地場産品調査は、特定地場産品の実態を把握し、地場産業振興対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 従業者数
- (3) 特定地場産品の名称
- (4) 特定地場産品の出荷額及び加工賃収入額
- (5) 特定地場産品の販売先の地域別割合及び業態別割合
- (6) 主な原材料の仕入先の地域別割合
- (7) (1)から(6)までに附帯する事項

3 調査の範囲

香川県の特定地場産品であるかまぼこ、つくだに、みそ、醤油、食酢、清酒、うどん、そうめん、冷凍食品、缶詰、手袋、カバン・袋物、ニット製品、製綿・寝具、織物、縫製品、桐げた、家具、ちり紙、粘土瓦、レンガ、陶管、植木鉢、石工品、はかり、ボタン、漆器、和傘及びうちわの29業種のいずれかを製造する事業所

4 調査の期日

平成20年12月31日現在で行う。

5 調査の方法

調査員が対象事業所に調査票を配布し、申告者が自ら記入する自計申告による。